不動岡新校基本計画

目 次

4 旧数女子只人不甘土物物			4
1 県教育委員会の基本姿勢			1
2 新校の基本的枠組み			
(1) 新校の設置等			
(2) 設置場所			
(3) 課程・学科等			
(4) 学校規模			
(5) 開校予定年度			
3 新校の校名			
4 新校の基本理念			2
(1) 目指す学校像			
(2) 育てたい生徒像			
5 新校の教育活動等の基本方針			
(1) 基本姿勢			
(2) 教科指導			
(3) 生徒指導			
(4) 進路指導			
(5) 生徒募集			
6 教育活動等の基本方針の具現化			3
(1) 教科指導			
(2) 生徒指導			
(3) 進路指導			
(4) 生徒募集			
(5) その他			
7 開校準備			4
(1) 施設・設備の整備等			
(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行			
(3) 生徒募集及び入学者選抜			
(4) 校旗、校歌、制服等			
8 対象校における教育活動			5
9 新校の教育環境の整備			_
10 付随する事項			
(1) 跡地の利活用			
(2) 同窓会及び後援会			
(3) 対象校が保管する物品等の保存			
[参考資料]			
	名簿を含む)		6
資料 2 :新校基本計画検討委員会等設置	要綱(委員名簿を含む)		9
資料3:不動岡新校準備委員会及び不動		1	2
資料4:6つの新校準備委員会でいただし	ハた主な御意見等	1	4

県立高等学校の中期再編整備計画(第1期)(以下「計画」という。)に基づき、次のとおり、不動岡新校(仮称)を設置する。

1 県教育委員会の基本姿勢

新校基本計画の策定に当たっては、教育局及び対象校の教職員により構成する基本計画検討委員会において検討するとともに、地元関係者や学校関係者の御協力を得て、新校準備委員会を設置し、様々な観点から御意見等をいただいた。

県教育委員会は、いただいた御意見や、対象校が統合に至った事実を重く受け止め、次のとおり、県立高校の再編整備に取り組む。

- (1) 県立高校の再編整備は、中学校卒業生が減少する中で、県立高校の活性化・特色化を図る教育行政上の重要施策であり、新校の設置に当たっては、教育環境の整備に重点的に取り組む。
- (2) 校長は、新校が組織としての機能を十分に発揮するよう、主導的に学校の管理・運営に取り組む。
- (3) 新校の管理・運営に当たっては、校長をはじめとする教職員の意識改革が求められている。教職員は、経営感覚を持って、生徒や保護者のニーズを的確に把握し、積極的に教育活動を展開するとともに、新校の活動を地域に公開していく。

2 新校の基本的枠組み

(1) 新校の設置等

不動岡誠和高校と騎西高校(以下「対象校」という。)を統合し、不動岡新校 (仮称)(以下「新校」という。)を設置する。

(2) 設置場所

羽生市大字神戸字西706番地(現不動岡誠和高校)に設置する。

(3) 課程・学科等

全日制課程の福祉に関する学科及び総合学科とする。

(4) 学校規模

福祉に関する学科 各年次 80人、合計240人の規模とする。総合学科 各年次120人、合計360人の規模とする。

(5) 開校予定年度等

新校の開校は平成20年度とする。

不動岡誠和高校は平成20年度から生徒募集を停止し、騎西高校は平成18年度から生徒募集を停止する。

3 新校の校名

県立高等学校の校名は、県議会の議決により「埼玉県学校設置条例」で定められる。県教育委員会においては、新校が対象校を統合し、新たに設置される高校であることに鑑み、「埼玉県立高等学校の校名変更の検討基準」に基づき、新校に相応しい校名案を検討する。

校名案の検討に当たっては、県民や対象校関係者などから校名のアイデアを広く 募集するとともに、新校準備委員会において意見等を聴取する。

4 新校の基本理念

計画に定める再編整備の方針等を踏まえ、次のとおりとする。

- (1) 目指す学校像
 - ア 少子高齢社会に対応する福祉系専門高校
 - イ 実社会に通用する生きた福祉教育を行う学校
 - ウ すべての教育活動を通して心の教育を実践する学校
- (2) 育てたい生徒像
 - ア 健康で明るく、思いやりと福祉の心を持つ生徒
 - イ 礼儀正しく自律心を持った教養ある生徒
 - ウ 福祉社会の創造に寄与する人材となる生徒
- 5 新校の教育活動等の基本方針

新校の基本理念に基づき、次のとおり、教育活動等の基本方針を定める。

(1) 基本姿勢

福祉に関する基礎的知識を身に付けさせ、福祉の心を育むことを基本姿勢とする。

<福祉に関する学科>

福祉に関する専門的知識と技能を身に付け、介護福祉士の国家試験受験資格が 得られる学科

<総合学科>

福祉の基礎を学ぶとともに、生徒一人一人の興味・関心や進路希望に応じた多様な教科・科目を選択して学ぶことができる学科

- (2) 教科指導
 - ア 将来の職業に結びつく特色ある専門科目を数多く設けて、福祉に関する知識の深化を図る。
 - イ 実習を重視した実践的な教育を行う。
 - ウ 多様な進路に対応できる基礎・基本を身に付けさせる。
- (3) 生徒指導
 - ア 「愛情は深く、しつけは厳しく」を方針とする。
 - イ 思いやりの心や協調性、自律心を育む。
 - ウ 生徒理解に基づき、個に応じた適切な指導を行う。
- (4) 進路指導
 - ア ガイダンス機能を充実させ、自己の在り方生き方を考えさせる。
 - イ 福祉・保育・医療・看護を含めた進学に対応する。
 - ウ 専門職のほか、一般職への就職にも対応する。
- (5) 生徒募集
 - ア 県内各地で説明会を実施し、ニーズを掘り起こす。
 - イ 生徒、保護者、地域の期待に応える学校づくりを推進する。

- ウ 小・中学校、関係機関等と連携して、子どもたちの福祉に対する理解を深める。
- 6 教育活動等の基本方針の具現化

教育活動等の基本方針に基づき、今後、次のとおり検討する。

(1) 教科指導

<福祉に関する学科>

福祉に関する専門的知識と技能を身に付けるための専門教科・科目を系統的に 学習する。

- ア 専門教科「福祉」の全科目を設置し、履修できるようにする。
- イ 介護福祉士の国家試験受験資格を得るために必要な教科・科目及び生徒の進 路希望に応じた選択教科・科目を設ける。
- ウ 授業や学校行事等において外部講師を積極的に活用する。
- エ 校内の施設・設備を活用した実習や福祉施設等における現場実習を実施する。
- オ 体験的な学習を推進し、ボランティア活動の実績を単位認定する。
- <総合学科>

福祉の基礎的科目と多様な選択教科・科目を学習する。

- ア 全生徒に福祉に関する専門科目「社会福祉基礎」を履修させる。
- イ 授業や学校行事等において外部講師を積極的に活用する。
- ウ 校内の施設・設備を活用した実習や関係施設・企業等における就業体験を実 施する。
- エ 体験的な学習を推進し、ボランティア活動の実績を単位認定する。
- オ 生徒・保護者に科目選択に関する理解が得られるよう十分なガイダンスを実施する。
- カ 次の4つの系列を設置し、一人一人の能力や進路希望に応じる。
 - (ア) 福祉系列

高齢者福祉や介護に関する基礎的知識と技能を学ぶ。また、高校卒業後に 進学して福祉関係の専門職を目指すための基礎・基本を学ぶ。

(イ) 保育・幼児教育系列

保育や幼児教育に関する基礎的知識と技能を学ぶ。また、高校卒業後に進 学して保育・幼児教育関係の専門職を目指すための基礎・基本を学ぶ。

(ウ) 看護・医療福祉系列

看護や医療福祉に関する基礎的知識と技能を学ぶ。また、高校卒業後に進 学して看護・医療福祉関係の専門職を目指すための基礎・基本を学ぶ。

(I) 教養系列

普通教科・科目を中心に学ぶ。また、大学等へ進学するための基礎・基本を学ぶ。

- (2) 生徒指導
 - ア 活発なホームルーム活動や学校行事等を通じて協調性や自律心を育む。
 - イ あいさつ・身だしなみ・清掃の指導を全職員で徹底して行う。

ウ 一人一人の生徒理解を心がけ、保護者との連携を十分に図りながら個別指導 を行う。

(3) 進路指導

- ア 大学進学等に対応するため、英語や数学等の教科・科目で少人数指導を行う。
- イ 進学や資格取得のための課外授業を実施する。
- ウ 福祉施設をはじめ養護学校や小学校・幼稚園・保育園等と交流を深め、職業 意識を高める。
- エ 外部講師の活用等でキャリアガイダンスを充実させる。
- オ 卒業後に想定される進路
 - <福祉に関する学科>

卒業と同時に資格を取得して介護福祉士等の専門職に就くほか、福祉系大学、短大、専門学校等へ進学して社会福祉士や精神保健福祉士等の専門職を 目指す。

<総合学科>

(ア) 福祉系列

福祉系大学、短大、専門学校等へ進学して介護福祉士や社会福祉士等の 専門職を目指す。または、高校卒業と同時に福祉関連企業等へ就職する。

(イ) 保育・幼児教育系列

保育・幼児教育系大学、短大、専門学校等へ進学して保育士や幼稚園教諭等の専門職を目指す。

(ウ) 看護・医療福祉系列

看護・医療系大学、短大、専門学校等へ進学して看護師や理学療法士、 作業療法士等の専門職を目指す。

(I) 教養系列

大学、短大、専門学校等へ進学する。または、高校卒業と同時に一般企業等へ就職する。

(4) 生徒募集

ア 生きた福祉教育を実践する福祉系専門高校として全県下に情報を発信し、地域ごとの説明会を開催するなど積極的なPR活動を展開する。

イ 教育委員会をはじめとする地域及び関係機関等と密接な連携を図り、生徒募 集を積極的に展開する。

(5) その他

ア 福祉や教育相談等の専門家を講師として迎えるなど、研修を充実させて教職 員の資質向上を図る。

イ ホームページや学校自己評価システム等を通じて積極的に情報を公開し、開かれた学校づくりを推進する。

7 開校準備

(1) 施設・設備の整備等

不動岡誠和高校の施設・設備の有効活用を基本に、必要な改修や整備に努める。 整備期間は平成18年度から21年度を目途とする。

対象校の備品等については、原則として、新校に引き継ぐものとし、保管転換 の事務や移動作業、配置等については、対象校が協力して行う。

(2) 公文書等の保管及び諸証明書の発行

対象校が保管する公文書等については、新校が引き継ぐ。統合後の各種証明書の発行は新校が行う。

(3) 生徒募集及び入学者選抜

生徒募集活動や入学者選抜の事務は、不動岡誠和高校が中心となり、騎西高校が全面的に協力して行う。

(4) 校旗、校歌、制服等

新たな校旗、校歌、制服等については、今後、新校の準備を進める中で検討する。

8 対象校における教育活動

対象校においては、生徒募集の停止後においても、在校生に教育上の支障や不利益が生じることがないよう配慮する。

9 新校の教育環境の整備

県立高校の再編整備を積極的に推進する見地から、新校の教育環境の整備に努める。教職員等の人事や定数、教育課程の編成、単位の認定などについては、現行制度に照らしつつ、再編整備に伴う活性化・特色化を進める方向で前向きに検討し、また、施設・設備の整備については、必要な予算の確保に努める。

10 付随する事項

(1) 跡地の利活用

騎西高校の設置や管理・運営に当たっては、騎西町など関係者から多大な御協力をいただいてきた。県教育委員会においては、これらの経緯を踏まえ、今後の利活用を検討する。

(2) 同窓会及び後援会

今後、対象校の同窓会及び後援会で検討する。

(3) 対象校が保管する物品等の保存

対象校が保管する校旗や卒業記念品、記念誌等の取扱いについては、今後、関係者の意見を伺いながら検討する。

新校準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 「県立高等学校の中期再編整備計画(第1期)」に基づき、新たに設置される 高校の円滑な推進を図るため、新校準備委員会(以下「委員会」という。)を別表1 のとおり設置する。

(所掌事務)

- 第2条 委員会においては、次に掲げる事項について、各委員から意見等を聴取する。
 - (1)新校基本計画に関すること。
 - (2)新校の校名に関すること。
 - (3) その他上記事項に関連すること。

(構成)

- 第3条 委員会は、別表2に掲げる者をもって構成する。
- 2 委員会の構成員(以下「委員」という。)は、教育長が依頼又は任命する。
- 3 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は管理部参事をもって充て、副委員長 は、再編整備対象校の校長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を統括する。

(運営)

- 第4条 委員長は、委員会の会議を招集し、主宰する。
- 2 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第5条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の3分の2以 上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第6条 委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成20年3月31日までとする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、管理部高校改革推進室長において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が別 に定める。

附 則

この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

別表 1

新校準備委員会

	再編整備対象校
不動岡新校準備委員会	不動岡誠和高校、騎西高校
狭山新校準備委員会	狭山高校(全・定) 川越高校(定) 豊岡高校(定)
鶴ヶ島新校準備委員会	鶴ヶ島高校、毛呂山高校
新座新校準備委員会	新座北高校、所沢東高校
上尾新校準備委員会	上尾沼南高校、上尾東高校
寄居新校準備委員会	寄居高校、川本高校

別表 2

新校準備委員会委員

地元関係者	地元一般行政関係者 地元教育行政関係者 地元産業関係者
学校関係者	地元中学校長 再編整備対象校PTA等関係者
県教育委員会関係者	管理部参事 再編整備対象校校長 管理部高校改革推進室長

不動岡新校準備委員会名簿

委員長 羽鳥 利明 教育局管理部参事

副委員長 大塚 専司 不動岡誠和高校長

副委員長 廣瀬 成一 騎西高校長

委員 青木 勝昭 加須市助役

委員 室澤 正孝 羽生市助役

委員 今井 幸子 行田公共職業安定所長

委員 片庭 直 加須市教育長

委員 河田 昌 羽生市教育長

委員 内田 清 騎西町教育長

委員 藤間 圭一 羽生市商工会長

委員 清水 延浩 加須市商工会長

委員 細谷 信雄 騎西町商工会騎西支部長

委員 藤間 建夫 加須市立加須西中学校長

委員 大島 稔 羽生市立西中学校長

委員 岡田 道夫 騎西町立騎西中学校長

委員 若嶋 隆 不動岡誠和高校PTA会長

委員 小湟 綾子 騎西高校PTA会長

委員 内田 薫 特別養護老人ホームみずほの里 施設長

委員 粟生田邦夫 教育局管理部高校改革推進室長

新校基本計画検討委員会等設置要綱

(設置)

第1条 「県立高等学校の中期再編整備計画(第1期)」に基づき、新たに設置される 高校等の基本計画を検討するため、新校基本計画検討委員会及び学科再編検討委員会 (以下「検討委員会」という。)を別表のとおり設置する。

(構成)

- 第2条 検討委員会の構成員(以下「委員」という。)は、本局の職員及び再編整備対 象校の教職員の中から、教育長が任命する。
- 2 検討委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長は、管理部副参事兼高校改革推進 室長付副室長をもって充て、副委員長は、新校基本計画検討委員会にあっては再編整 備対象校の教頭を、学科再編検討委員会にあっては再編整備対象校の校長をもって充 てる。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を統括する。

(運営)

- 第3条 委員長は、検討委員会の会議を招集し、主宰する。
- 2 委員長は、必要に応じて、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の公開)

第4条 検討委員会の会議は、原則として公開する。ただし、出席した委員の3分の2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(設置期間)

第5条 検討委員会の設置期間は、委員会が設置された日から平成18年3月31日までとする。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、管理部高校改革推進室長において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営について必要な事項は委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成17年5月10日から施行する。

別表

新校基本計画検討委員会及び学科再編検討委員会

	再編整備対象校
不動岡新校基本計画検討委員会	不動岡誠和高校、騎西高校
狭山新校基本計画検討委員会	狭山高校(全定)、川越高校(定)、豊岡高校(定)
川越工業高校(定)学科再編検討 委員会	川越工業高校(定)
鶴ヶ島新校基本計画検討委員会	鶴ヶ島高校、毛呂山高校
新座新校基本計画検討委員会	新座北高校、所沢東高校
上尾新校基本計画検討委員会	上尾沼南高校、上尾東高校
寄居新校基本計画検討委員会	寄居高校、川本高校

不動岡新校基本計画検討委員会名簿

委員長 松田 敏男 高校改革推進室副室長

副委員長 八木橋 勉 不動岡誠和高校教頭

副委員長 川辺 浩 騎西高校教頭

委員 中村 篤 不動岡誠和高校教諭(主幹・教務主任)

委員 塚原 昌代 不動岡誠和高校教諭(社会福祉科主任)

委員 中島 伸幸 不動岡誠和高校教諭(第3学年主任)

委員 大沢 久浩 不動岡誠和高校教諭(第2学年主任)

委員 兼子千恵子 不動岡誠和高校事務長

委員 水野 浩 騎西高校教諭(主幹・教務主任)

委員 茂木 親司 騎西高校教諭(進路指導主事)

委員 藤井 信雄 騎西高校教諭(生徒指導主任)

委員 勝村 直久 財務課主幹(予算総括担当)

委員 吉田 文之 財務課主査(学校施設担当)

委員 田中 洋安 県立学校課管理主事(人事担当)

委員 古川 治夫 県立学校課主任管理主事(学事担当)

委員 石川 薫 高校教育指導課指導主事(産業教育担当)

委員 辻村 昌之 高校改革推進室長付主幹

委員 槙 拓治 高校改革推進室長付主任管理主事

委員 山本 健敬 高校改革推進室長付管理主事

資料3

不動岡新校準備委員会開催状況

第1回 日 時 平成17年6月6日(月) 15:00~16:26 パストラルかぞ 場所 議題 (1)県立高校の再編整備について (2)不動岡誠和高校と騎西高校の統合について (3)不動岡新校基本計画(骨子)(案)について (4)その他 第2回 日時 平成17年7月22日(金) 15:00~16:52 場 所 パストラルかぞ 議り題 (1)対象校の生徒の進路状況について (2)地域における就職状況について (3)総合学科について (4)不動岡新校基本計画(案)について (5)その他 第3回 日 時 平成17年8月30日(火) 15:00~16:25 場所 不動岡誠和高校 議題 (1)不動岡新校基本計画(案)について (2)その他 第4回 日 時 平成17年10月19日(水)15:00~15:42 場所 パストラルかぞ 議題 (1)不動岡新校基本計画(案)について (2)その他

不動岡新校基本計画検討委員会開催状況

```
第1回
 日 時 平成17年6月6日(月) 10:00~10:45
場 所 不動岡誠和高校
議 題 (1)新校基本計画検討委員会設置の趣旨について
      (2)不動岡新校基本計画(骨子)(案)について
第2回
 日 時 平成17年7月22日(金) 10:00~11:30
場 所 不動岡誠和高校
議 題 (1)第1回委員会の概要について
      (2)不動岡新校基本計画(案)について
第3回
 日 時 平成17年8月30日(火) 10:00~11:10
場 所 不動岡誠和高校
議 題 (1)第2回委員会の概要について
      (2)不動岡新校基本計画(案)について
第4回
 日 時 平成17年10月19日(水)10:00~10:45
場所
     不動岡誠和高校
議 題 (1)第3回委員会の概要について
      (2)不動岡新校基本計画(案)について
```

6つの新校準備委員会でいただいた主な御意見等

1 不動岡新校準備委員会でいただいた主な御意見・御要望等

小・中学校と積極的に連携し、新校の教育理念に合う生徒を開拓するべきだ。

福祉に長けた教員を配置するか、もしくは内部でしっかり育てて、人的に充実した学校にすべ きだ。

新校では地元に密着した学校外での学習内容を多く設定して欲しい。

授業の中で、就業体験等に取り組み、それを単位として認定すべきである。

福祉に関する期待とニーズは大きい。県のモデル校として、県全体の福祉のニーズを担ってもらいたい。

新校への県教委の姿勢は、地元だけでなく、県民が注目している。しっかりとした措置をしてもらいたい。

多様な科目の開講が十分できるように、教職員定数や施設・設備の充実を図るべきだ。

対象校の在校生には十分配慮すべきだ。

跡地の利活用については、地元の意見を組織的に聞き取って進めて欲しい。

2 他の新校準備委員会でいただいた主な御意見・御要望等

新校の校名には是非「上尾」の地名は残して欲しい。

商工会議所をいるいるな形で活用していくべきである。職業意識の醸成に役つ。

同窓会の件は、対象校に一任して欲しい。

教育方針として、コミュニケーション能力の育成を図ることや、社会性やお辞儀の仕方、名刺の 出し方等、社会人として当然身につけなければいけないものにも配慮するべきだ。

新校は不登校経験者対策、IT活用等で人的、物的に充実が望まれる。重点的な人員配置により、教育環境の整備をお願いしたい。

情報社会に対応する人材を育てるため、ITの活用を積極的に図るべきだ。

最近は親自身がマナーを守れなかったりすることが多い。親自身が勉強し、学校に協力することが求められる。

大宮中央高校とも連携して、不登校経験者が簡単にあきらめず、登校しながら学ぶことができ るようなシステムを作るべきだ。

保護者と学校の連携は不可欠である、親が学校に協力しなくてはならないようなところを基本 計画に入れるべきである。

様々な学習歴やライフスタイルを持った生徒が自分のペースで学べるようにするべきである。

就業体験等を積極的に行い、履修単位として認定すべきである。

定職に就いている生徒にも対応できるカリキュラムにするべきである。

意欲のある教員を公募制やFA制の導入等で集めるべきだ。必要な設備投資も十分にして欲し 特色ある定時制の新校は、昼夜問わず指導体制の充実が望まれる。重点的に人事配当をしな くてはならない。これまでの画一的な県の人事異動方針は変えるべきだ。

最初の校長・教頭は、それにふさわしい人を選んでほしい。

近隣の大学や短大に働きかけ、積極的に連携して進路意識を高めるべきだ。

目玉になるような運動部をつくり、生徒たちの学校への意識やモラルを高めて欲しい。

新校の特色が一般の人にもわかるような、キャッチフレーズ的なものを作るべきだ。

部で入学してもの授業を受けることが出来るようにして欲しい。

協調性を養うため、集団での活動などを教育活動に入れるべきだ。

従来の高校の枠から出て、職業訓練施設や他の高校とも連携し、柔軟なシステムを作って欲し

新校では単位制を有効に活用できるよう、教員の人事や定数を前向きに検討すべきだ。

再編整備計画には、注目している。しっかりとした姿勢で新校の活性化・特色化を図ってもらい 校長がリーダーシップを発揮して、新校を作り上げるべきだ。

新座市には大学が3つあるので、積極的に連携するべきだ。

生徒は目的を持って行動することが苦手なところがあるので、資格取得、就業体験等に積極的 に取り組ませ、その成果を単位認定するべきだ。

「特色ある単位制」を実施するのだから、その文言を『目指す学校像』に入れるべきだ。

地域、親のニーズに応え、子供の将来が安心できる学校にして欲しい。

教員が経営感覚を持って熱心に取り組んで欲しい。

県立高校としての役割、地元に対しての役割を認識し、地域と連携することが必要だ。

単位制は大きな特長なので、中学生に分かりやすく啓発していくべきだ。

通学路に関連して、駅周辺は商店街を含めて整備していく必要がある。

新校のためには再編整備に反対している職員は入れ替えるべきである。

常識的な指導要領の内容(国旗・国歌)が実行できるよう、校長がリーダーシップを発揮するべ 主学にも力を入れた計画にして欲しい。

これまでに自分の可能性を生かすことの出来なかった生徒にも、自信と希望を持たせて卒業させるような学校を目指すべきだ。

中学校との連携をもっと強力に進めていくべきだ。

学校と家庭が連携して、一緒に学校づくりを行うべきだ。

画一的な人事配置を行っているから県立高校全体がだめになった。新しい学校をつくるには 意欲ある先生が絶対必要である。重点的に人事配置をするべきだ。

募集停止後も対象校の教育活動に配慮して欲しい。

新校は地域に根ざした、地域からの信頼を得られるような学校にするべきだ。

教育相談機能の充実は重要である。教員のカウンセラー研修を充実すべきだ。

学校運営に当たっては、校長、教頭がしっかりリーダーシップを取るべきである。

一般の方でも授業に参加できるような、機会を設けて欲しい。

新校にふさわしい、しっかりした教員を入れるべきだ。

健康・生活の系列は、福祉関係についても盛り込むべきだ。

教職員は、意識改革をして、生徒指導や授業の指導方法の改善などに傾注するべきだ。

新校準備のために十分な予算措置を行うべきだ。前例踏襲でなく、県全体でメリハリのきいた 予算配分を行って、必要な施設・設備は積極的に整備していくべきだ。

新校の開校に向け、生徒や保護者を対象とした何らかのマーケットリサーチを行うべきだ。